

## 新町発足 70 周年記念 第 70 回 愛川町一周駅伝競走大会開催要項

### 1 趣 旨

新愛川町発足を祝うとともに、情熱と希望を注いで生産活動にはげむ若人の集いとして始められた「愛川町一周駅伝競走大会」は、本年度で第 70 回を迎えるにいたる。

新町発足 70 周年の節目の年を契機に、愛川町のさらなる発展と集う若人に新たな期待を託し、この大会を通じて本町のスポーツ振興と参加チーム相互の親睦交流に資するため、「愛川町一周駅伝競走大会」を開催する。

### 2 主 催

愛川町・愛川町教育委員会

### 3 主 管

愛川町スポーツ協会、愛甲郡陸上競技協会、愛川町スポーツ推進委員連絡協議会

### 4 実施主体

愛川町一周駅伝競走大会実行委員会

### 5 後 援（予定）

毎日新聞社、神奈川新聞社、タウンニュース社  
J:COM 相模原・大和局、エフエムさがみ（FM HOT 839）

### 6 協 力

厚木警察署、愛川町交通指導隊、愛川町青少年指導員連絡協議会  
J A 県央愛川、総合型地域スポーツクラブ愛川ウエルネスネットワーク

### 7 期 日

令和 7 年 1 月 12 日（日） 小雨・小雪決行 荒天の場合は中止

### 8 日 程

(1) 集合・受付	8 時 1 0 分	三増公園陸上競技場 (監督者打合せ及びメンバー変更受付)
(2) 発 走	1 0 時 0 0 分	〃
(3) 表 彰 式	1 2 時 4 0 分（予定）	〃

### 9 走 路（26, 840m）

第 1 区（2, 820m）	三増公園陸上競技場	・ ・ ・ ・ ・	高峰小学校 (通過予定時刻 10時08分)
第 2 区（4, 220m）	高峰小学校	・ ・ ・ ・ ・	中野倉庫前 (通過予定時刻 10時22分)
第 3 区（2, 310m）	中野倉庫前	・ ・ ・ ・ ・	愛川中原中学校 (通過予定時刻 10時31分)
第 4 区（5, 380m）	愛川中原中学校	・ ・ ・ ・ ・	ルート通商前 (通過予定時刻 10時48分)
第 5 区（4, 630m）	ルート通商前	・ 国道 412 号 ・	半原小学校正門前 (通過予定時刻 11時04分)
第 6 区（2, 560m）	半原小学校正門前	・ ・ ・ ・ ・	栈敷戸 (通過予定時刻 11時13分)
第 7 区（4, 920m）	栈敷戸	・ ・ ・ ・ ・	三増公園陸上競技場 (通過予定時刻 11時31分)

## 10 参加資格

- (1) 参加編成チームは、次のとおりとする。
  - ア〈第1部〉区内在住者をもって編成された行政区チームで、1行政区2チーム以内とする。
  - イ〈第2部〉立科町及び町内に在住・在勤・在学している者をもって編成されたチーム並びに内陸工業団地内（厚木市分）に在勤する者をもって編成された事業所チームとする。

ただし、愛川町で年間を通じて活動しているチームで、チーム編成が困難な場合は、チーム在籍者であれば中学生に限り、町外在住者の参加も認める。

なお、参加にあたっては、チームに在籍していることがわかる書類を申し込み時に教育委員会に提出すること。
- (2) 行政区でチーム編成が困難な場合は、町外在住者の帰省地参加資格を有した者の参加も認める。なお、人数については1チーム2名までとする。また、以前町内に在住し、現在は町外在住であるが、町内の学校に在学している者の参加も認める。その場合の行政区は、以前所属していた行政区とする。

この場合、第1部に出場できるのは1チームのみで、2チーム目以降は第2部での出場となる。なお、参加にあたっては、教育委員会に事前協議すること。
- (3) 区内在住者とは住民基本台帳法に基づき、大会当日を基準日として3ヶ月前に住民登録し、引き続き在住している者をいう。ただし、高校・大学入学等まで町内に住所を有し、就学のため一時的に町外に住んでいる者の参加も認める。
- (4) 町外在住者の帰省地参加資格を有した者とは、町内に住所を有しない社会人で、義務教育終了相当年齢時に町内に在住していた者をいう。
- (5) 帰省地参加資格で出場する選手は、義務教育終了相当年齢時に住所があった行政区を所属行政区とする。
- (6) 中学生が参加をする場合には、保護者の承諾書を参加申込書提出の際に添付すること。なお、中学生が出走可能な区間は第1・3・6区(3,000m以内)とする。
- (7) チーム名は1部については行政区名とし、2部については自由とする。但し、内陸工業団地内の事業所チームは事業所名を基本としたチーム名とする。

## 11 チーム編成

1チーム11名以内とし、監督1名、選手7名、補欠3名以内とする。ただし、同一人物がチーム内において複数の役割及び2チーム以上を兼ねることはできない。

## 12 表彰

- (1) 1部の優勝チームには、優勝旗・優勝カップ・賞状を授与する(優勝旗・優勝カップは持ち廻り)。また、2位～6位のチームには、賞状を授与する。
- (2) 2部の優勝チームには、優勝旗・優勝カップ・賞状を授与する(優勝旗・優勝カップは持ち廻り)。また、2位と3位のチームには、賞状を授与する。ただし、参加チーム数が5チーム以内の場合には優勝チームのみ、授与する。
- (3) 1部・2部を通して、区間最高記録者には区間賞を授与する。
- (4) 10回出場選手は、表彰する。1部で出場する選手は、第1回から今回までの愛川町一周駅伝競走大会に選手として出場した回数が10回となる者を表彰する。

また、2部で出場する選手は、第1回から第24回及び第50回から今回の愛川町一周駅伝競走大会と第1回から第25回までの内陸工業団地一周駅伝競走大会に選手として出場した回数を合せ、10回となる者を表彰する。
- (5) 25回出場選手は、前号に準じて敢闘賞を授与する。

## 13 競技方法

2部制のチーム対抗駅伝競走とする。

## 14 競技規定

- (1) 走者は、主催者が作成したナンバーカード及びタスキをつける。

- (2) 監督は、主催者が配付する腕章をつける。
- (3) 競技は1人1区間の駅伝リレーとし、区間の引き継ぎは、中継ゾーン内でタスキをもって行う。
- (4) 走者は、タスキを肩にかけて走る。
- (5) 第1走者がスタート出来ない場合は、そのチームを棄権とする。
- (6) 走者が途中において競技を続行することができない状態となったときは、オープン参加として区間記録は認める。
- (7) 走者は、車道左側端（指定場所は除く）を走る。
- (8) 交通上危険な箇所（コーナー）等は、警察官及び誘導員の指示に従う。
- (9) 伴走及びこれに類する行為は、一切認めない。
- (10) 中継所において、先頭通過後概ね10分を経過したチームは繰り上げ発走するものとする。また、繰り上げは審判長の判断により変更することもある。
- (11) 不正が発覚した場合、そのチームは失格となり、すべての記録が参考記録となる。
- (12) 競技運営上、異議ある場合には監督がチームを代表して行うものとし、それ以外は一切認めない。
- (13) その他は、日本陸上競技連盟制定の駅伝競走規準による。

## 15 参加条件

- (1) 参加チームは、監督者会議に必ず1名（2チーム参加の場合は1名でも可）参加すること。なお、監督者会議は令和6年12月16日（月）午後7時から愛川町文化会館3階大会議室で行う。
- (2) 参加行政区は、1チーム監察走路員2名を派遣すること。1部において2チーム出場する場合、各チーム2名、計4名を派遣すること。なお、監察走路員説明会は令和6年12月18日（水）午後7時から愛川町文化会館3階大会議室で行う。
- (3) 各チームとも大会役員、警察官及び交通指導隊の指示に従い、交通事故が絶対に起きないようにする。

## 16 失格条件

上記10・11・14・15の規定に違反したチームは失格とする。

## 17 申込みと問い合わせ

- (1) 申込期間 令和6年11月25日（月）～12月9日（月）（土・日・祝除く）  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類 1部：様式1（行政区用）、2部：様式2（クラブ・事業所・女子用）  
※監察・走路員名簿は11月29日（金）までに提出すること。  
※中学生が参加する場合は、承諾書も併せて提出すること。  
※提出後は、選手の追加及び区間相互の変更はできない。  
※帰省地参加資格で出場する場合は、帰省地参加申込書も併せて提出すること。
- (3) 申込先 教育委員会スポーツ・文化振興課  
電話 046-285-2111（代内線 3633）  
メール spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

## 18 注意事項

- (1) 選手の配置及び収容は主催者が行う。
- (2) 主催者は、大会時に選手が負傷したときには応急処置及び加入する保険の適用範囲内での補償を行う。
- (3) 各チームともスポーツ・レクリエーション傷害保険に加入するよう心掛けるとともに、競技に参加する者は体調に万全を期して参加すること。